水道加入金取扱要領

水道加入金取扱要領

(1) 水道加入金の対象

水道加入金を納めていただくのは、給水装置を新たに設置するとき、又は既 にある給水装置の水道メーターの口径を増す場合となります。

(2) 水道加入金の額

水道加入金は、水道メーターの口径に応じて負担していただくものであり、 水道加入金の額は、次の表のとおりです。また改造するときは、新たに設置す る水道メーターの口径に対応する加入金の額から、既にある水道メーターの口 径の加入金の額を差し引いた金額となります。

水道メーターの口径	水道加入金の額
1 3 mm	49,500円
2 0 mm	132,000円
2 5 mm	231,000円
4 O mm	693,000円
5 0 mm	1,067,000円
7 5 mm	2, 585, 000円
1 O O mm	4, 400, 000円
1 5 0 mm	22,000,000円
2 0 0 mm	44,000,000円
2 5 0 mm	77,000,000円

(3) 水道加入金の納入時期

水道加入金は、給水装置工事(増径工事を含む。以下同じ)の申込みの際に納めることになります。また納めていただいた水道加入金は、次の場合以外は、還付しません。

- (イ)給水装置工事の完成前に工事の申込みを取り消した場合は、当該工事にお ける支払額を全額還付します。
- (ロ)給水装置工事の申込みの後に設計変更(変更後の工事に係る水道加入金の金額が既納の水道加入金の金額より低額となる場合の変更に限る)した場合は、変更後の工事に係る水道加入金の額と既納の水道加入金の額との差額を還付します。

(4) 水道加入金の免除

次のような場合は、水道加入金が免除になります。

- (イ) 生活保護法に基づく生活扶助を受けている方が、13 mmの生活用の給水装置を新設するとき。したがって、20 mm以上のメーターを取り付ける場合は、13 mmの加入金を差し引いた額を納めていただきます。
- (ロ) 共用給水装置を廃止し、同じ場所に給水管の口径が 13 mmの専用給水装置を新設するとき。したがって、20 mm以上のメーターを取り付ける場合は、(イ)と同じです。
- (ハ) 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止して同じ口径の給水装置を別に 新設するとき。ただし、この場合は新設と廃止の工事の同時申込みが必要 です。

附則

(実施期日)

1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施の日の前日までに、合併前の水道加入金取扱要綱(昭和 53 年 8 月実施)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当 規定によりなされたものとみなす。

附則

(実施期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から実施する。

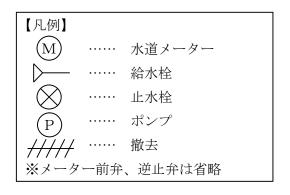
附則

(実施期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

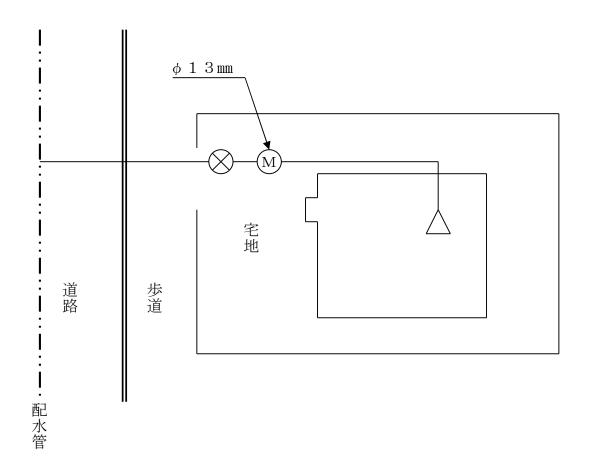
1. 具体的事例

下記例の水道加入金は、全て消費税込みの金額を記載しています。



例1.新設

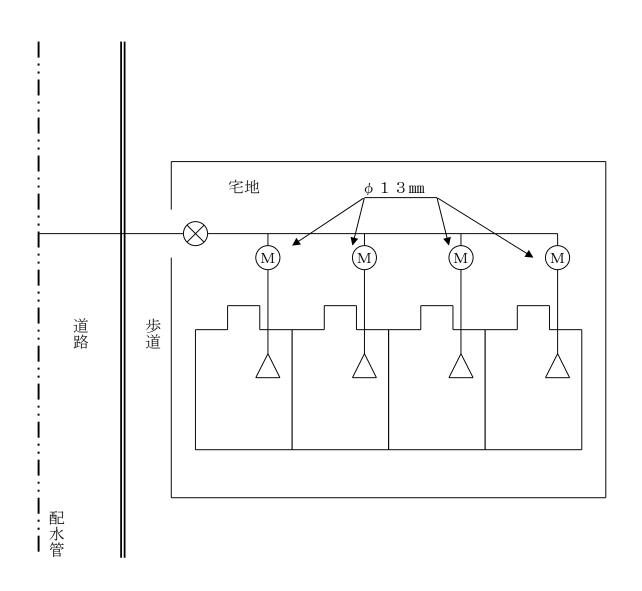
○口径13mmの水道メーターを取り付ける場合 水道加入金 49,500円



例2.新設

○アパートなどで、各戸に口径13mmの水道メーターを取り付ける場合 水道加入金 198,000円

13㎜の加入金(49,500円)×4戸=198,000円

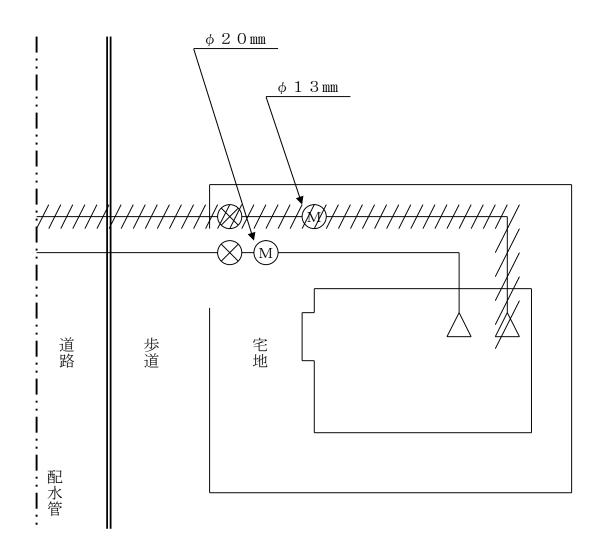


例3. 新設・撤去

○水道メーターの口径を大きくする場合

水道加入金 82,500 円

20mmの加入金(132,000円)と13mmの加入金(49,500円)との差額(132,000円-49,500=82,500円)

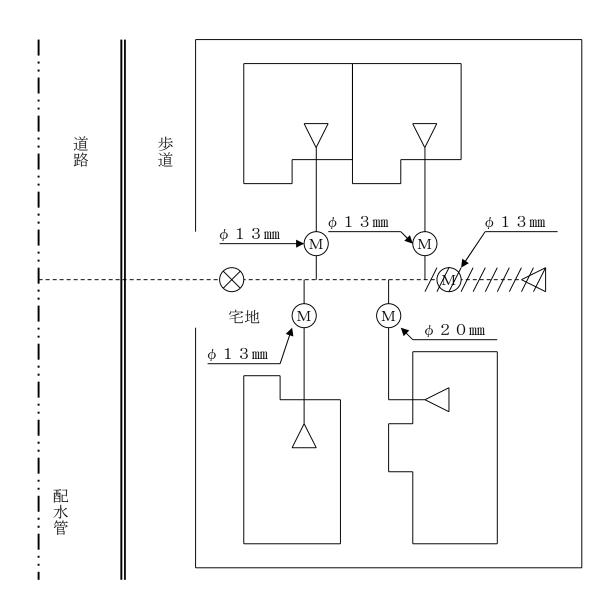


例4. 改造

○生活用として使用していた13mm共用給水装置を廃止し、13mmと20mmの専用 給水装置にした場合

水道加入金 82,500 円

- 20 mmにしたところは20 mm加入金(132,000 円)と13 mm加入金(49,500 円)の差額(132,000 円-49,500 円=82,500 円)
- 13㎜にしたところは、加入金は不要

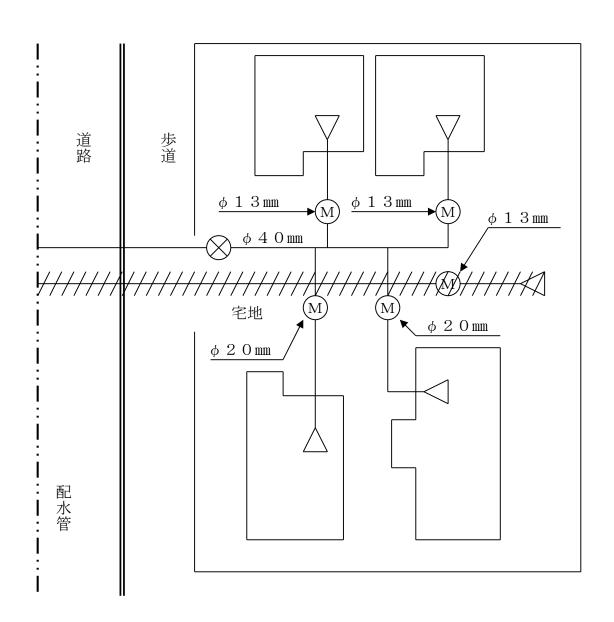


例5.新設・撤去

○生活用として使用していた 13mm共用給水装置を廃止し、給水管の口径を増し 13mmと20mmの専用給水装置にした場合

水道加入金 165,000 円

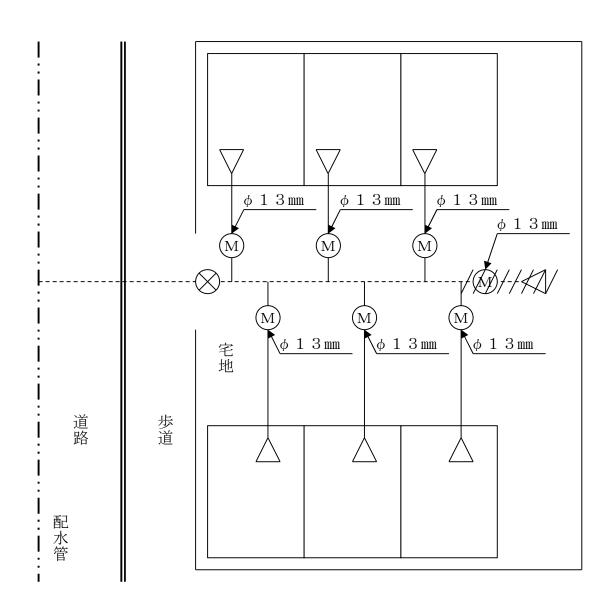
- 20 mmにしたところは、20 mm加入金(132,000 円)と13 mm加入金(49,500円)の差額(132,000円-49,500円=82,500円)×2戸=165,000円
- 13㎜にしたところは、加入金は不要



例6.改造

○生活用として使用していた 1 3 mm共用給水装置を廃止し、同口径の専用給水装置 にした場合

水道加入金は、不要

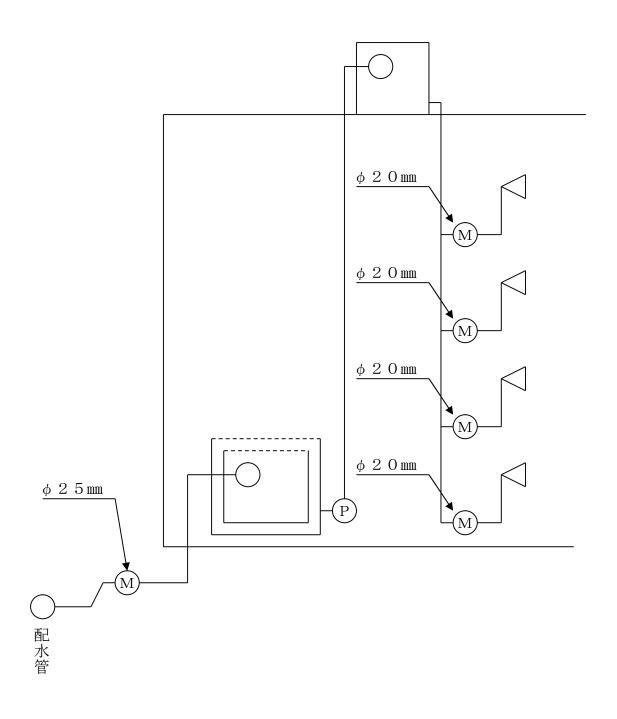


例7.新設

○受水タンクを設置し、子メーターを取り付ける場合

水道加入金 528,000 円

25 mm (親メーター) の加入金 (231,000 円) と 20 mm (子メーター) の加入金の合計額 (132,000 円×4ヵ所=528,000 円) を比較して、多い方の加入金額

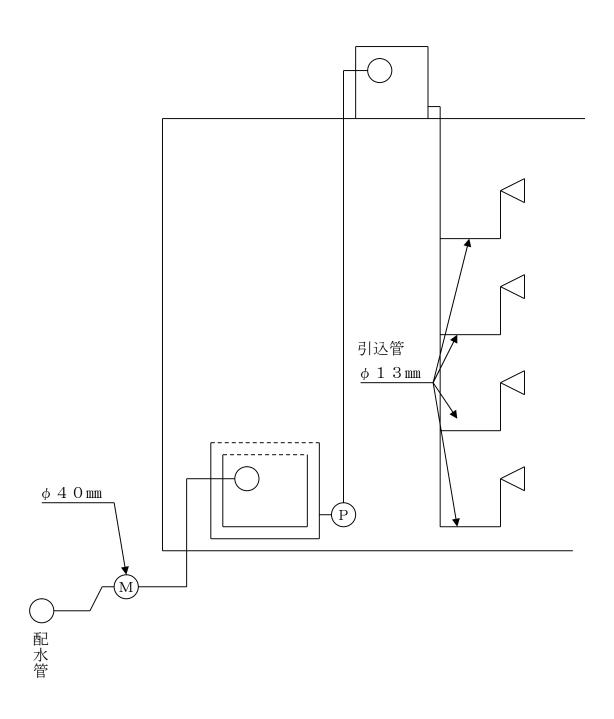


例8.新設

○受水タンクを設置し、子メーターを取り付けない場合

水道加入金 693,000 円

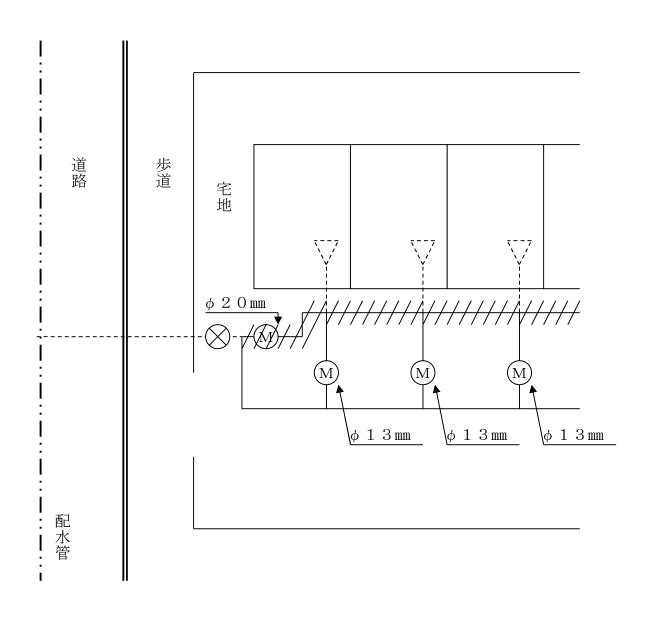
40mm(親)の加入金(693,000円)と13mmの引込管の加入金の合計額(49,500円×4ヵ所=198,000円)を比較して、多い方の加入金額



例9. 改造

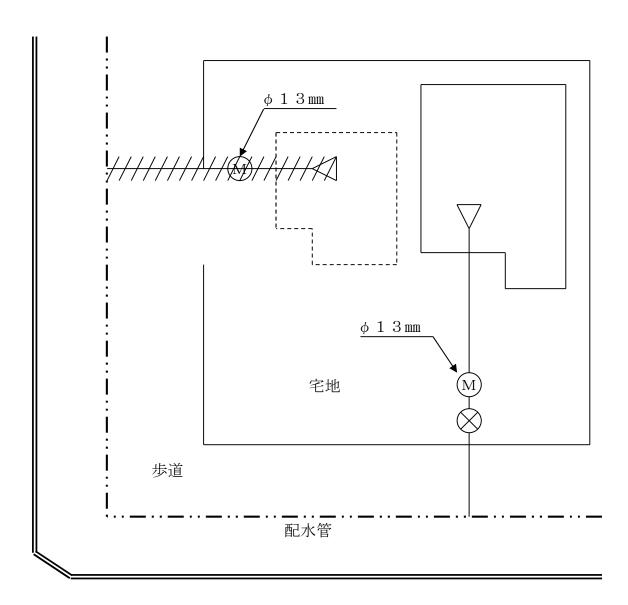
○寮など生活用として使用していた共用給水装置 20 mmのメーターを廃止し、各戸 に 13 mmのメーターを取り付ける場合

水道加入金は、不要



例10. 新設・撤去

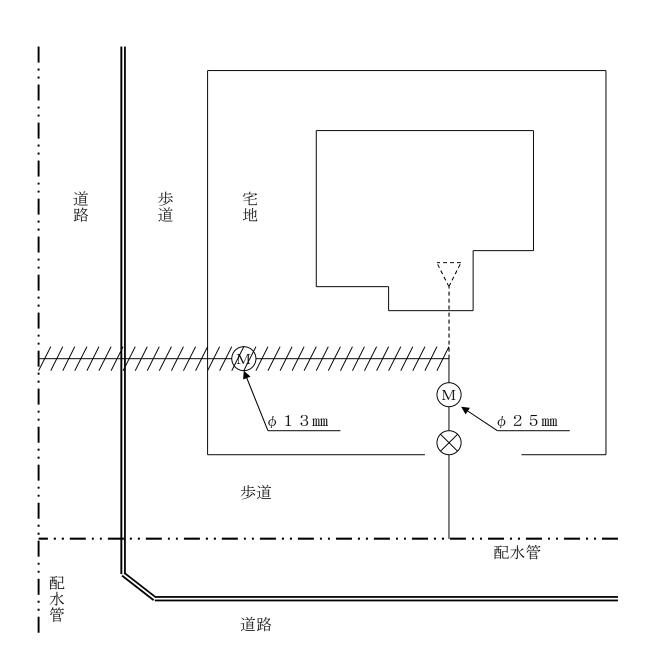
○同じ口径で廃止と新設を同時に行う場合 水道加入金は、不要



道路

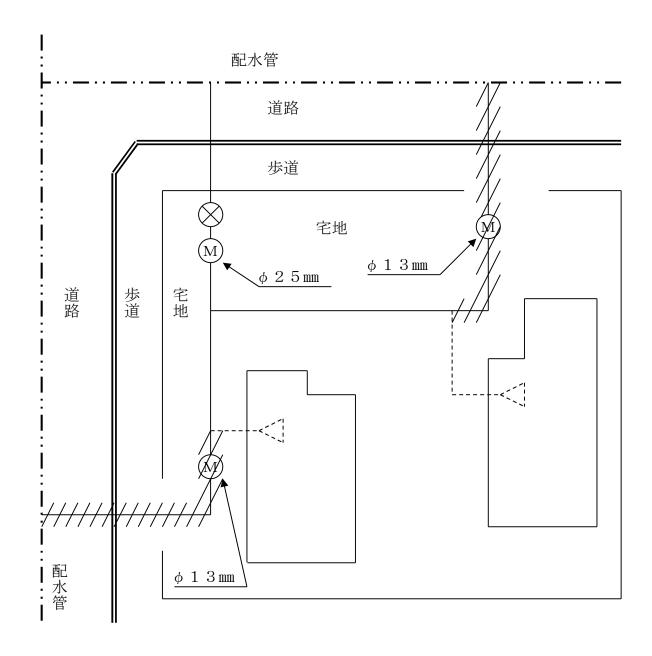
例11. 改造・撤去

- ○分水栓の位置変更ならびにメーターの口径を大きくする場合 水道加入金 181,500円
 - 25mmの加入金 (231,000円) と13mmの加入金 (49,500円) との差額 (231,000円-49,500円=181,500円)



例12. 改造・撤去

- ○13mmのメーターを2ヶ所廃止し、25mmのメーターを取り付ける場合 水道加入金 132,000円
 - 25 mmの加入金(231,000 円)と13 mmの加入金(49,500 円×2 ヶ所=99,000 円)との差額(231,000 円-99,000 円=132,000 円)



2. 加入金についての質疑応答

- **問1.** 建築工事のために使用する工事用水確保のため、給水装置の新設工事が申し 込まれた場合の加入金は、どうなるのか。
 - 答 工事用水のための給水装置であっても、新設工事の場合は、取り付けられる 水道メーターの口径により加入金を納めていただきます。
- 間2. 問1の場合であって、工事用水としては口径20mmで間に合うが、建築本体の需要を見越して口径50mmの給水装置工事(新設)を行う場合の加入金は、どうなるのか。
 - 答 配水本管から 50 mmの給水管を分岐し、同管から工事用として 20 mmの水道メーターを取り付けて使用する場合は、次の計算となります。
 - (1) 建築物本体へ 50 mm管で直結給水のときは、先に工事用として 20 mmの加入金を納めていただき、給水装置の本工事の際に 50 mmと 20 mmの加入金の差額を納めていただきます。
 - (2) 建築物本体へ 50 mm管でタンク式給水 (受水タンクを設置) で、受水タンク 以下の装置に水道メーターを設置するときは、当該水道メーターの口径に応 じた加入金の合計額となりますので、給水装置の本工事の際に、その額と、 既納の 20 mmの加入金の差額を納めていただきます。
 - (3) 建築物本体へ 50 mm管でタンク式給水 (受水タンクを設置) で、受水タンク以下の装置に水道メーターを設置しないときは、各戸 (箇所) の引込管の口径を水道メーターの口径とみなし、各戸 (箇所) ごとに算定した加入金の合計額と受水タンク以前の給水装置に設置された水道メーターの口径に応じた加入金の額とを比較し、そのいずれか多いほうの額となりますので、給水装置の本工事の際に、その額と、既納の 20 mmの加入金の差額を納めていただきます。
- **問3.** 臨時に使用される給水装置の新設工事の申込みがなされた場合の加入金は、 どうなるのか。
 - 答 臨時に使用されるものであっても、給水装置が新設される場合には、加入金 を納めていただきます。
- **問 4.** 公園の水飲み栓、公衆便所の手洗い栓など公共施設の給水装置についても加入 金は徴収されるか。
 - 答 一般の場合と同様に加入金を納めていただきます。

- 問 5. 配水管から分岐した給水管の口径よりも水道メーターの口径が小さい場合は、 加入金の額は、どうなるのか。
 - 答 分岐管の口径ではなく、同給水装置に取り付けられる水道メーターの口径に より加入金を納めていただきます。
- **問 6.** 問 5 の場合であって、後日、水道メーターを既設分岐管の口径に適合させる改造工事を行った場合の加入金は、どうなるのか。
 - 答 旧メーターと新メーターの差額の加入金を納めていただきます。
- **問7.** 宅地業者や住宅公社などが団地造成の際、あらかじめ予定宅地内に配水管から 分岐して給水管を止水栓まで布設する場合の加入金は、どうなるのか。
 - 答 このような先行工事の場合は、加入金は不要です。宅地を購入し、家屋を新築される方の申込みがあった場合に、加入金を納めていただくことになります。
- **問8.** 加入金の徴収に後納を許す特別の理由があると認める具体的な事例を説明されたい。
 - 答 国および地方公共団体の機関であって、しかも特別な事由があると認められたときは、加入金の後納を認めることがあります。また、個人であっても、地震、風水害、火災などのため、緊急に給水装置工事の必要が生じた場合には、加入金の後納を認めることがあります。
- **間9.** 水道加入金を納入して布設した給水装置を、その後の事情によって、給水管の口径を減じた場合に取り替えた水道メーターの口径差の加入金を還付するのか。
 - 答 既納の加入金は、還付しません。
- **問 10.** 給水装置の所有者が、その装置を廃止する場合、既納の加入金は還付するのか。
 - 答 既納の加入金は、還付しません。
- 問 11. 建物を継承した者が、その建物に取り付けられてある給水装置を廃止して別の場所に給水装置(同一口径まで)を新設する場合には、加入金は免除になるか。
 - 答 廃止と新設工事の同時申込みがあった場合は、免除されます。
- 間12. 簡易水道であっても加入金は、必要なのか。
 - 答 一般と同じ扱いとなります。

- 間 13. 共用給水装置の使用者の一部が専用給水装置を新設する場合には、加入金は 免除されるか。
 - 答 共用給水装置の使用者が専用給水装置を新設する場合で、加入金を免除されるのは、その共用給水装置全部が廃止され、しかも同使用者の専用給水装置が口径 13 mmの水道メーターの取付けの場合に限り免除され、共用給水装置の使用者が一戸でも残る場合には、免除されません。
- 問 14. 給水装置工事完成検査の際、申込みの水道メーター口径と異なる口径の場合 は、どのように取り扱うか。
 - 答 完成検査不合格とし、所定の事務手続を行わせた後に検査合格とします。
- **問 15.** 団地などでタンク式水道により給水する場合の加入金は、どのようにするか。 答 次のような取り扱いになります。
 - (1)受水タンク以下の装置に水道メーターの設置があるときは、当該水道メーターの口径に応じた加入金の合計額となります。
 - (2)受水タンク以下の装置に水道メーターの設置がないときは、各戸(箇所) の引込管の口径を水道メーターの口径とみなし、各戸(箇所)ごとに算定し た加入金の額の合計額と受水タンク以前の給水装置に設置された水道メータ ーの口径に応じた加入金の額とを比較し、そのいずれか多いほうの額となり ます。
- **間 16.** 条例施行前から、タンク式水道で給水を受けていた者が直結式に給水装置を変更する場合の加入金は、どうなるのか。
 - 答 従来、タンク式水道で給水を受けていた者の一部が、最寄りの配水管から直 結式に切り替える場合は、通常の水道加入金を納めていただきます。
- **間17.** 加入金の免除条件中の「給水装置の所有者が、その給水装置を廃止して同じ口径の給水装置を別に新設するとき」について具体的に示されたい。
 - 答 給水装置工事申込者が自己の所有する給水装置の廃止工事の申込みと同時に 給水装置の新設工事の申込みをした場合には、廃止工事の竣工によって加入 金の納入義務は免除されます。
- **問 18.** タンク式水道で給水をうけている一戸が、他に給水装置を新設する場合には加入金は、免除されますか。
 - 答 加入金が免除されるのは、給水装置全体の廃止を条件としているので、この 場合は免除されません。

- 問19. 生活保護法による生活扶助を受けている以外の被保護者の場合であっても、 加入金は免除されないのか。
 - 答 生活扶助を受けている以外の者は免除されません。
- **間20.** 下駄ばき住宅のような高層建築物の場合において、タンク式水道の給水系統 と直結給水系統とに区分されている場合の加入金は、どのように取り扱うか。
 - 答 タンク式水道と直結式とのそれぞれの加入金の計算を行い、その合計額の加入金を納めていただきます。
- 問 21. 同一敷地内に建物を新築し、給水装置も新設する場合、既設給水装置を工事 用として使用すると、給水装置の廃止申込みができないため加入金を納入し なければならないことになる。新設後は、ただちに既設給水装置を廃止する こととする場合は、加入金を免除されないか。
 - 答 質問の場合には、給水装置を事後に廃止しても加入金は、免除されません。 したがって、この場合は、問1か問2の例によってください。
- 問 22. 同一敷地内の建築物の給水装置を統合し、一つの給水装置とする場合の水道 の加入金の計算方法は、どうなるか。
 - 答 新旧給水装置の口径に応ずる加入金の額の合計額について、新設分が多いと きは、その差に応ずる加入金の額を納めていただきます。
- 間23. 便所を水洗化するために給水装置を改造する場合の加入金は、どうなるか。
 - 答 一般の場合と同じく、メーター口径を増径する場合は加入金を納めていただ きます。
- 間24. 給水装置の廃止とは、どのような状態をさすのか。
 - 答配水管の分岐箇所で止水することをいいます。
- 間25. 給水装置工事の着手とは、どの程度までの進行状況を指すか。
 - 答 引き続き、工事がなされる状態にある程度をいいます。
- 間26. 共用給水装置とは、どのような装置を指すのか。
 - 答 複数世帯で1ヵ所の給水栓を生活用に使用している場合を指します。
- 間27. 給水装置工事の申込みの取り消しとは、どのような状態を指すのか。
 - 答 工事の取り消しとは、メーター出庫される以前のものをいいます。

- **間 28.** テナントの場合、加入金は所有者から徴収するのか、使用者から徴収するのか。
 - 答原則として所有者に納めていただきます。
- 間29. 加入金を納めないで給水工事を行ったときは、どのようになりますか。
 - 答 工事は、市指定給水装置工事事業者でなければ行うことができませんので、 このようなことはないとは思いますが、もし加入金を納めないで給水装置工 事を行ったときは、給水が停止され、過料が科せられます。
- 問30. 加入金は、いつ納めるのですか。
 - 答 加入金は、給水装置工事(新設・改造)の申込みをし、審査が終了した後に 納めていただきます。
- 問 31. 建物及び内部の給水装置があり、水道が使用されていないのでメーターは撤去され現在は止水栓で停止されている給水装置にメーターを取り付ける場合の加入金は、徴収されるのか。
 - 答 メーターの設置記録が残っている場合は、取付開栓となるので加入金の対象 とはなりません。ただ問 31 の場合は、水道部にご相談ください。
- 間32. タンク式給水の申込みの場合は、タンク以下の配管図も必要か。
 - 答 タンク以下も配管図は提出していただきます。